

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
保育士修学資金貸付等制度運営要領

第1 要領の目的

保育士修学資金貸付等事業に係る社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「山形県社協」という。）における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

第2 貸付対象者について（社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第3 関係）

1 保育士修学資金貸付

（1）貸付対象者の要件について

貸付対象者は、次の①から③の要件を満たす者とする。

なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付を受けることはできない。

- ① 養成施設入学前の1年の期間、本人または、その配偶者若しくは一親等親族が山形県内に住民登録をしている者。または、山形県内の養成施設に在学している者。
- ② 養成施設（要綱第3に規定する養成施設をいう。以下同じ。）卒業後、山形県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第8の（1）に規定する業務に従事しようとする者。
- ③ 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。

（2）貸付対象者の選考について

- ① 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求め、特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図ることとする。
- ② 要綱第8の（1）に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認することとする。

2 潜在保育士就職準備金貸付

（1）貸付対象者は、要綱第3の（2）①から②までの要件をいずれも満たす者とする。

（2）就職準備金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請時においてその用途を明示するものとする。

（就職準備金の用途の例）

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料

- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する自動車や移動用自転車等の購入費
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

第3 貸付期間について（実施要綱第4関係）

要綱第4の1に規定する保育士修学資金貸付の「貸付期間」は、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこととする。

第4 貸付金の限度について（実施要綱第4関係）

（1）保育士修学資金貸付

修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他 参考図書、学用品、交通費、就職活動に係る旅費・宿泊費等に充当するものであるもので、貸付金（要綱第4の2の（1）に基づき就職準備金のみ貸付ける場合を含む）については、要綱第4の2の（1）に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

（2）潜在保育士就職準備金貸付

就職準備金は、貸付申請を踏まえ、山形県社協において、保育所等への就職に当たって必要と認める額を貸し付けることができるものとする。

第5 貸付金の交付方法について（実施要綱第5関係）

貸付金の交付は、保育士修学資金貸付については分割又は月決め、潜在保育士就職準備金貸付については一括交付とする。

第6 貸付契約の解除について（実施要綱第7関係）

要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

（1）保育士修学資金貸付

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。

- ⑤ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 潜在保育士再就職準備金

- ① 退職したとき。
② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
③ 死亡したとき。
④ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第7 返還の債務の当然免除について（実施要綱第8 関係）

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 要綱第8の(1)に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。
- ② 要綱第8の(1)に規定する「従事先施設」とは、次のアからサの施設等とする。
- ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第3項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
- ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

- キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - ク 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - ケ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - コ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - i) 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
 - サ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
- ③ 要綱第8の（1）の①に規定する「過疎地域、離島若しくは中山間地域等」とは、次のアからコの地域等とする。
- ア 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）
 - イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ウ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島）
 - エ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯）
 - オ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関す

る法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に規定する辺地)

カ 振興山村(山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村)

キ 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島)

ク 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域)

ケ 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域)

コ 沖縄の離島(沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 3 号に規定する離島)

④ 保育士登録を行った者が要綱第 8 の(1)に規定する業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後 1 年以内に要綱第 8 の(1)に規定する職種以外の職種に採用された者については、山形県社協が本人の申請に基づき要綱第 8 の(1)に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第 8 の(1)及び第 9 の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を、「養成施設を卒業した日から 2 年以内」と読み替えて差し支えないこととする。

⑤ 要綱第 10 の 2 の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第 8 の(1)の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。

(2) 潜在保育士就職準備金

要綱第 10 の 2 の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば、育児休業等により要綱第 8 の(2)の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

第 8 返還の債務の裁量免除について(実施要綱第 11 関係)

(1) 要綱第 11 の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は要綱第 6 に規定する保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、要綱第 11 の(3)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第 8 に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除については、以下の算定方法を用いる。

① 保育士修学資金貸付

裁量免除の額は、山形県の区域内において、要綱第8の(1)に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した者又は中高年離職者（以下「中高年離職者等」という。）については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

就職準備金のみの貸付けを行った場合の裁量免除の額は、山形県の区域内において、要綱第8の(1)に規定する業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については36）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

② 潜在保育士就職準備金

裁量免除の額は、山形県の区域内において、要綱第8の(2)に規定する業務に従事した月数を、24 で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第9 会計経理について（実施要綱第13 関係）

山形県社協は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に基づき、この貸付事業の会計経理を明確にすることとする。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、山形県知事に報告しなければならない。

第10 事業の廃止について（実施要綱第13 関係）

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び都道府県等が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第13の3の規定に基づき行うこととする。

(附 則)

この要領は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

一部改正 平成 28 年 10 月 5 日

一部改正 平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

一部改正 令和 5 年 4 月 1 日

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

一部改正 令和 8 年 4 月 1 日